

令和6年度 中河内・南河内薬事懇話会（議事概要）

日時：令和7年1月24日（金）午後2時～午後3時40分

場所：藤井寺保健所 2階 講堂

議題1. 認定薬局について

資料1に基づき、事務局より説明

【主な意見・質疑等】

- ・大阪府薬剤師会では、地域連携薬局の各中学校区への整備に向け、会として認定している「認定かかりつけ薬局」が地域連携薬局もしくは健康サポート薬局となるよう働きかけを行いたいと考えている。具体的には、認定申請手続きについて講習会を開催し、各薬局が一斉に手続きを行うことができるよう検討を進めている。

議題2. 市町村における災害時の医薬品等の確保体制の整備等について

資料2-1・2-2に基づき、事務局より説明

【主な意見・質疑等】

○意見

- ・災害時の医薬品については、外科措置用を中心に3日間分の事前確保が必要と考える。東大阪市では、必要と想定される外科措置用医薬品等を市が保健所に保管していただいております。また、実際の災害時の動きについては、保健所にコーディネートしていただきながら、医師会・薬剤師会等が連携し訓練していきたいと考えています。
- ・歯科として確保が必要と考える医薬品は、抗生物質（アモキシシリン、マクロライド系）、鎮痛剤（NSAIDs、アセトアミノフェン）、イソジンガーグル。また、口腔内衛生の悪化により感染症の発生が懸念されるため、発災後3日目以降には歯ブラシの供給があるとよい。さらに、局所麻酔薬であるキシロカイン2%も必要。キシロカインについては、保健所や市から開業歯科医に対し、ローリングストックするよう要望をいただけたら協力できると思う。
- ・災害拠点病院としては、支援パターンと受援パターンの両方を想定して、DMATを中心として医薬品の備蓄も含めて体制整備をしている。法律上、病院は医薬品の販売や融通はできないため、患者の受け入れ体制の整備が基本となる。病院と地域薬局においては確保する医薬品に違いがあり、また、市町村間でも備蓄している品目に差があることから、有事の際に必要な医薬品を動かせるよう大阪府から国への働きかけも必要と考えている。
- ・中河内圏域の3市5薬剤師会では、今春を目途に共通の災害時情報共有システムの導入が完了する予定である。当該システムでは、医薬品の備蓄状況や採用品目等の情報が共有できる。薬剤師会の支援として災害時に医薬品供給を行うが、災害薬事コーディネーターが設置された場合は、不足する医薬品を当該システムで検索する業務を行っていただくことも可能と考えている。なお、被災地

においても、営業できる薬局は積極的に慢性疾患の定期処方を保険診療として取り扱い、DMAT等が処方した災害時処方箋は支援に入ったモバイルファーマシーが調剤するといった役割分担も必要であり、薬剤師会としては受援体制の構築も課題であると考えている。

- 市と薬剤師会が災害時の人的及び医薬品供給に関する協定を結ぶだけでなく、具体的な供給拠点や分配方法については事前に決めておく必要がある。河内長野市薬剤師会では、協定のブラッシュアップに向け、市の担当課とも連携を取り、まずは地域でのお薬手帳の啓発や消防訓練への参加、防災に関する研修等を行うことから始めている。
- 地域薬剤師会としては、亜急性期の医療救護所や避難所において、特に慢性疾患等の医薬品をいかに備蓄しているかが重要である。この備蓄においては、地域フォーミュラを活用していただきたい。フォーミュラでは医薬品が薬効群ごとに3、4種類に絞られているため、災害時においても時間的ロスが少なくなる。また、災害薬事コーディネーターの育成も非常に重要であり、大阪府には研修等も検討していただきたい。各市町村に最低2名のコーディネーターが配置されれば、災害時の薬事業務を効率よく動かせるのではないかな。

○質疑

- 大阪府が大阪府薬剤師会等に委託して備蓄している医薬品は、現在使われていない品目や先発品目が多数含まれている。品目の見直しについて動きはあるのか。

（委員）大阪府薬剤師会の品目については、見直しを検討中である。時期は未定であるが、見直しが完了した際は周知する予定である。

（事務局）いただいたご意見を本庁の担当課に報告し、府として検討してまいります。

以上